

3.2 MIME形式電文

MIME形式の電文には、EDIFACT電文（Sea-NACCSのみ）と添付ファイル電文がある。
以下にそれぞれの電文方式、電文構造を示す。

3.2.1 EDIFACT電文

3.2.1.1 EDIFACT電文の電文方式

Sea-NACCS の EDIFACT 電文における電文方式は、以下のとおりである。

3.2.1.1.1 シンタックスルール

Sea-NACCS で使用する EDIFACT 電文のシンタックスルールは、付録 E-7 マッピング表 2.1 シンタックスルールを参照のこと。

3.2.1.1.2 メッセージバージョン

Sea-NACCS で使用する EDIFACT 電文および CTRL のメッセージバージョンは、付録 E-7 マッピング表 2.2 メッセージバージョンを参照のこと。

3.2.1.1.3 使用可能文字セット

Sea-NACCS で使用する EDIFACT 電文で使用することが可能な文字セットは、レベル A 文字セットに「@」、「#」の 2 文字を加えたものとする。
付録 E-4 に、レベル A 文字セットを示す。

3.2.1.2 EDIFACT電文の電文構造

EDIFACT 電文を使用する場合は、データ送受信処理方式としてメール処理方式（ゲートウェイコンピュータ）を使用する。その場合、EDIFACT 電文に通信プロトコルヘッダー及び通信プロトコルトレーラーが付加される。

電文構造を図3-2-1に示す。



図 3-2-1 EDIFACT 電文

3.2.1.2.1 入力（出力）共通項目

EDIFACT 電文における業務電文の入力（出力）共通項目は以下のとおりである。
また、EDIFACT 電文への格納方法については業務別マッピング表にて詳細を示す。

（1）入力画面共通項目（処理要求電文）

EDIFACT の入力共通項目を表 3-2-1 に示す。

表 3-2-1 入力共通項目

| 項目名 | 桁 | 概要 | 設定例等 |
|-----------------|---------------|---|---|
| 業務コード | 最大 5 する | 業務コードを設定し、業務の振り分けに使用 | VBX（船舶基本情報登録） |
| 利用者コード | 固定 5 | 利用者コード、識別番号、利用者パスワードを設定し、利用者の識別に使用する | 1AABC |
| 識別番号 | 固定 3 | | 001 |
| 利用者パスワード | 最大 8 | | ***** |
| 電文引継情報 (注) | 最大 26 | 処理要求電文、処理結果電文を対応させるための情報を設定する(詳細は、3.5.2を参照) | 利用者で一意の値を設定する |
| 入力情報特定番号 (注) | 最大 10 | 処理結果電文にそのまま出力される (詳細は、3.5.1を参照) | 利用者で任意の値を設定する |
| 索引引継情報 (注) | 最大 64 | 照会業務において照会情報が一つの処理結果電文で収まらない場合に続きの情報を照会する際(継続処理)や、貨物情報照会業務(ICG)で別の指定情報を呼び出す際に使用する(詳細は、3.5.3を参照) | (継続処理を行う場合、受信した処理結果電文中の“索引引継情報”をそのまま設定する) |

(注) 電文引継情報、入力情報特定番号、索引引継情報は、「3.5 各種電文制御項目」に詳しく解説してあるので、そちらを参照のこと。

(2) 出力共通項目（処理結果電文）

EDIFACT の出力共通項目を表 3-2-2 に示す。

表 3-2-2 出力共通項目

| 項目名 | 桁 | 概要 | 設定例等 |
|----------|------------------|---|--------------------------------------|
| 業務コード | 最大 5 (注 2) | 業務コードが設定される | ACL (船積確認事項登録) |
| 出力情報コード | 最大 7 | 出力情報コードが設定される | SAE0010 |
| 利用者コード | 固定 5 | 電文を受信する利用者の利用者コードが設定される | 1AABC |
| 電文引継情報 | 最大 26 | 処理要求電文に対応する一連の処理結果電文の特定に使用する（詳細は、3.5.2 を参照） | （利用者より送信された処理要求電文の設定情報がそのまま設定される） |
| 電文制御情報 | 最大 8 | | |
| 分割通番 | 固定 3 | 処理要求電文に対応する一連の処理結果電文の特定に使用する | 000～001 |
| 最終表示 | 固定 1 | 処理要求電文に対応する一連の処理結果電文の特定に使用する | 最終の電文に"E"が設定される その他はスペース |
| 電文種別 | 固定 1 | 電文の種別を示す | 処理結果通知電文の場合は "R" が設定される（詳細は、3.4 を参照） |
| (予約エリア) | 最大 3 | (注 1) | |
| 入力情報特定番号 | 最大 10 | 処理要求電文の設定情報がそのまま出力される ただし、EXC型電文にはスペースが設定される（詳細は3.5.1を参照） | （処理要求電文の設定情報） |
| 索引引継情報 | 最大 64 | 照会業務において照会情報が一つの処理結果電文で收まらない場合に続きの情報を照会する際（継続処理）や、貨物情報照会業務（ICG）で別の指定情報を呼び出す際に使用する（詳細は、3.5.3を参照） | （継続情報） |

(注 1) 予約エリアは、システムの制御用に使用する。

(注 2) 出力共通項目に設定される業務コードについては、入力共通項目と同じ業務コードを保証しない。出力共通項目には処理要求電文と異なる業務コードが設定される場合がある。電文等の振り分けを行う際には出力情報コードを使用することが望ましい。

3.2.1.2.2 電文フォーマット

3.2.1.2.2.1 処理要求電文

処理要求電文における EDIFACT 電文の電文構造としては、1 業務電文に複数の機能グループ、または、複数のメッセージを格納することを可能とする。

また、マルチ B/L 電文は、複数の B/L、コンテナを格納することを可能とする。

ただし、1 業務電文における最大電文長についてはマルチ B/L 電文での 10MB (10,000,000 バイト) とする。

1 業務電文に複数の機能グループ、メッセージが含まれている場合、及び 1 マルチ B/L 電文に複数の B/L、コンテナが含まれている場合においては、EDIFACT サーバにおいて、複数の NACCS EDI 電文に分解される。

EDIFACT 電文の送受信にはメール処理方式（ゲートウェイコンピュータ）を使用し、通信上では通信プロトコルヘッダー及び通信プロトコルトレーラーが付加される。

処理要求電文における EDIFACT 電文の電文構造を図 3-2-2 に示す。

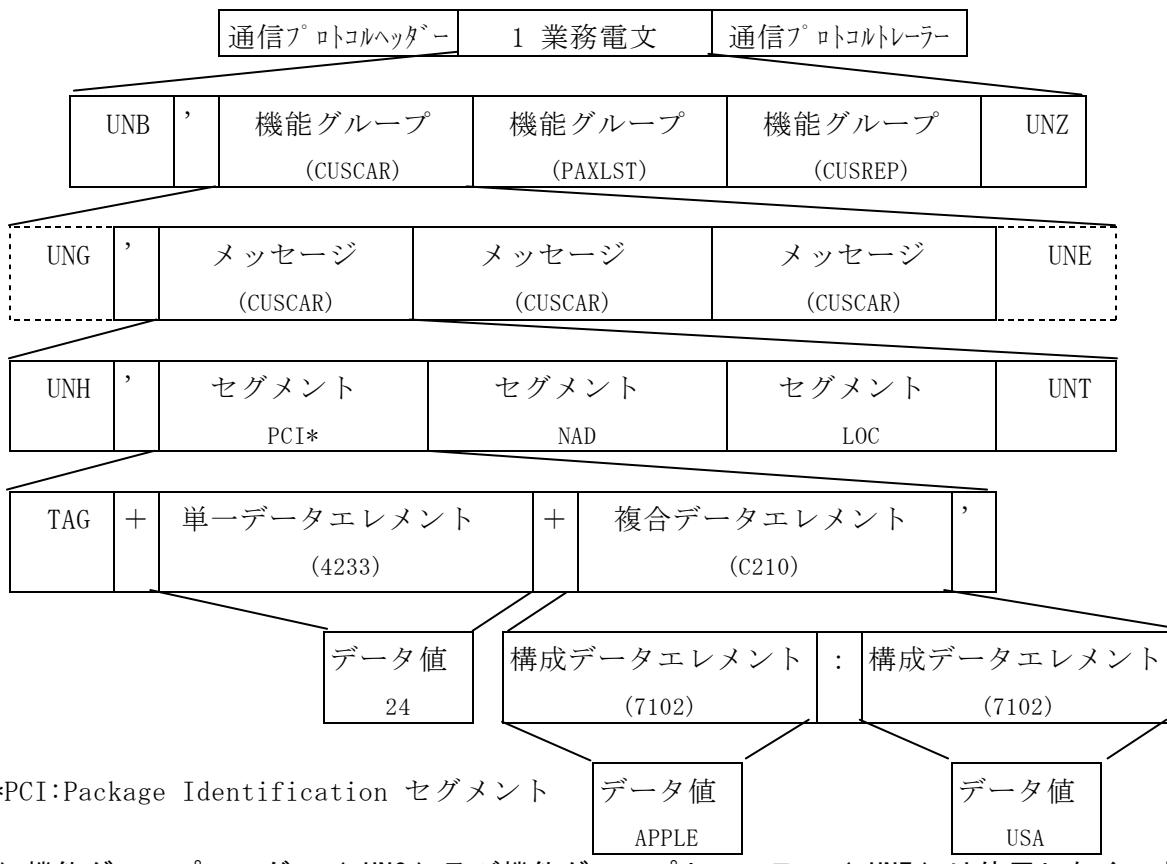
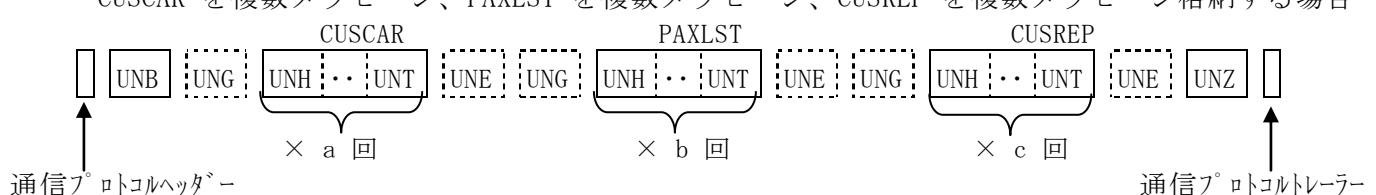


図 3-2-2 処理要求電文の電文構造

※電文例：1 電文に

CUSCAR を複数メッセージ、PAXLST を複数メッセージ、CUSREP を複数メッセージ格納する場合



3.2.1.2.2.2 処理結果電文

Sea-NACCS では、1 メッセージ単位または 1 B/L、1 コンテナ単位に処理が行われ、1 メッセージ単位または 1 B/L、1 コンテナ単位に処理結果通知電文および出力情報電文が出力される。

すなわち、処理結果電文における電文構造としては、1 業務電文に 1 メッセージが格納されることになる。

EDIFACT 電文の送受信にはメール処理方式ゲートウェイコンピュータ) を使用し、電文に通信プロトコルヘッダー及び通信プロトコルトレーラーが付加される。

処理結果電文における EDIFACT 電文の電文構造を図 3-2-3 に示す。

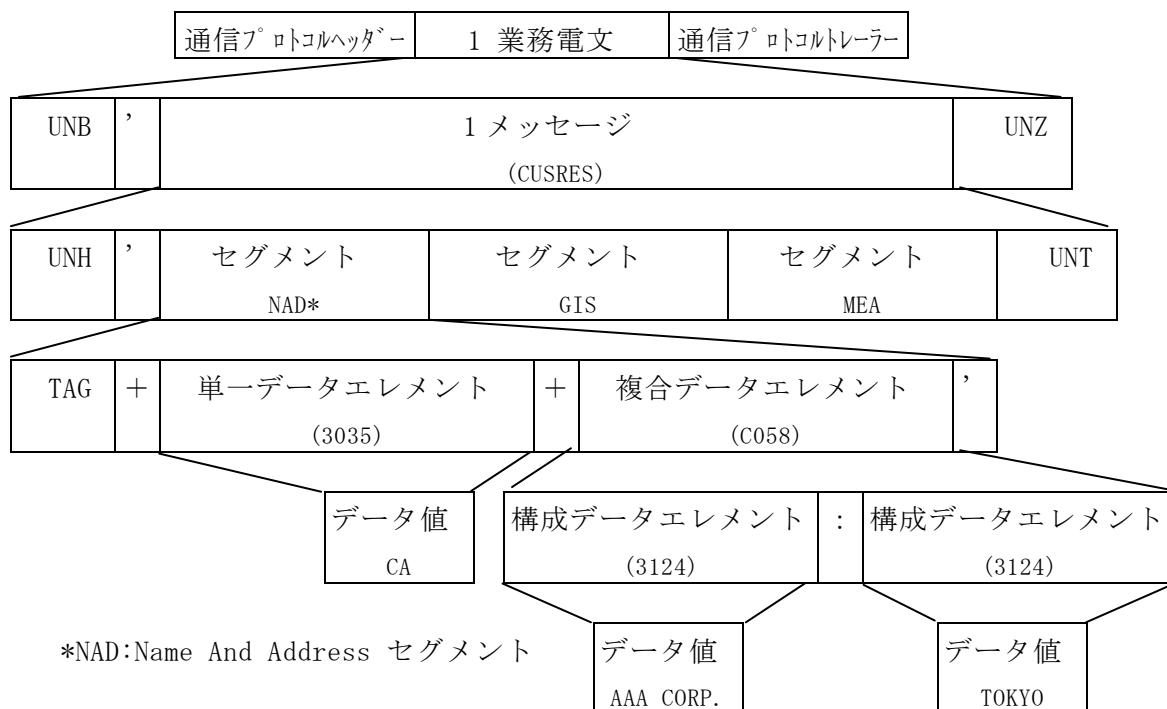
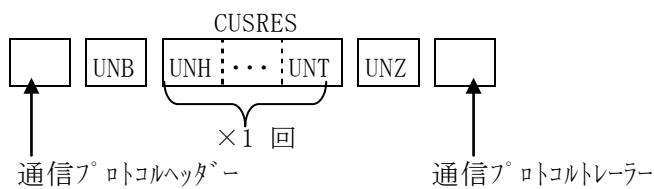


図 3-2-3 処理結果電文の電文構造

※電文例：1 電文に CUSRES を 1 メッセージ格納する場合



(用語説明)

UNB : 交換ヘッダーのこと。(必須)

EDIFACT 電文の 1 電文は、必ずこのセグメントで始まる。

UNG : 機能グループヘッダーのこと。(省略可)

1 電文内に異なる複数のメッセージを格納する際に、このセグメントを使用して同一のメッセージ単位にまとめる。

UNH : メッセージヘッダーのこと。(必須)

電文中の 1 メッセージは、必ずこのセグメントで始まる。

UNT : メッセージトレーラーのこと。(必須)

1 メッセージは必ずこのセグメントで終了する。

UNE : 機能グループトレーラーのこと。(省略可)

1 機能グループはこのセグメントで終了する。

UNZ : 交換トレーラーのこと。(必須)

1 電文は必ずこのセグメントで終了する。

3.2.1.2.3 電文の処理方式

3.2.1.2.3.1 シングルメッセージの処理方式

1つの EDIFACT メッセージを 1つの EDIFACT 電文に格納（シングルメッセージ電文）した場合の処理イメージを図 3-2-4 に示す。

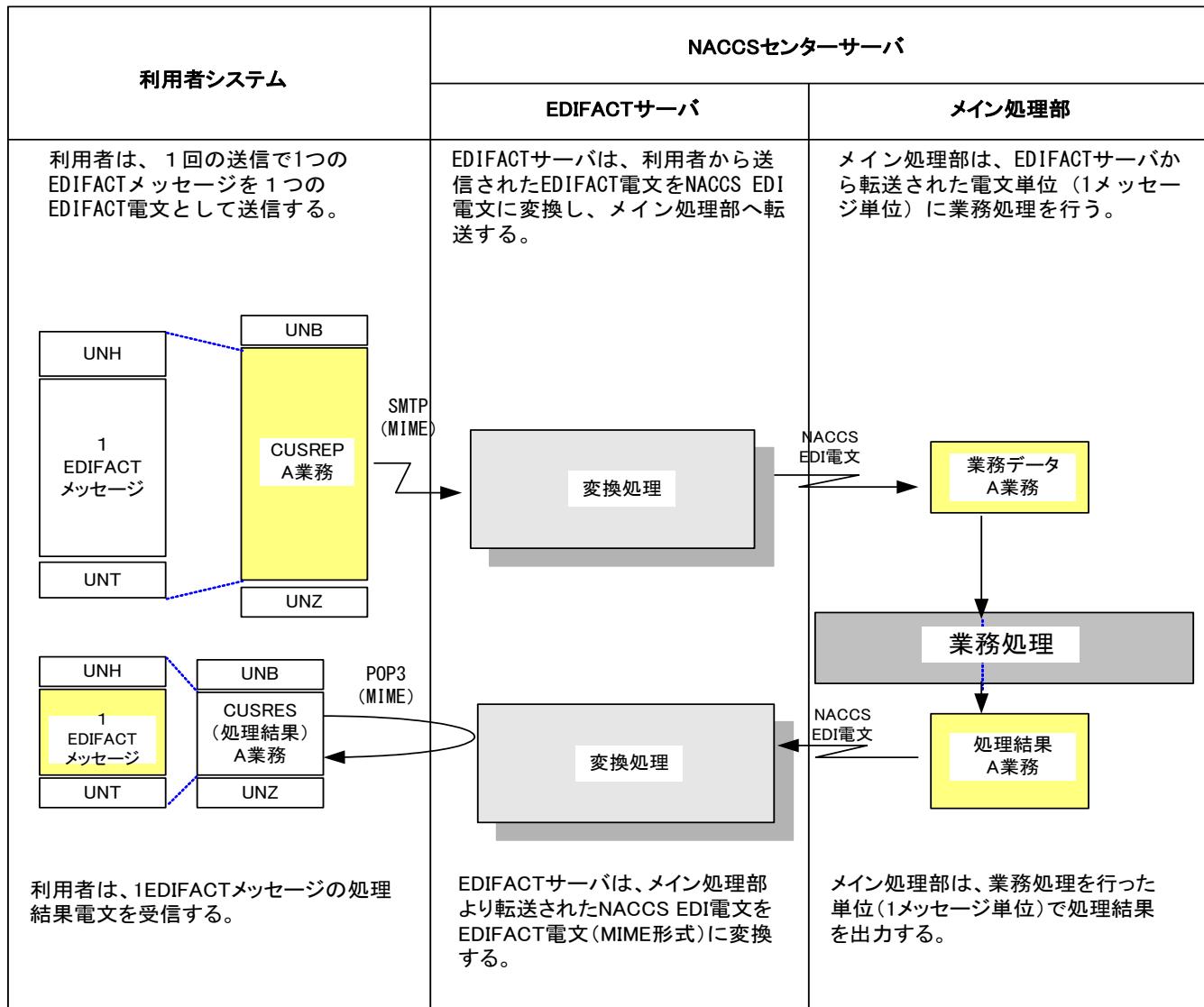


図 3-2-4 シングルメッセージの処理イメージ

3.2.1.2.3.2 マルチメッセージの処理方式

Sea-NACCS では、複数の EDIFACT メッセージを 1 つの EDIFACT 電文に格納すること（マルチメッセージ電文）を可能とする。ただし、マルチメッセージ電文を使用する場合、NACCS センターサーバの処理能力の制約から、1 つの EDIFACT 電文に格納できる EDIFACT メッセージ数は最大 99 とする。

マルチメッセージを使用した場合の処理方式イメージを図 3-2-5 に示す。

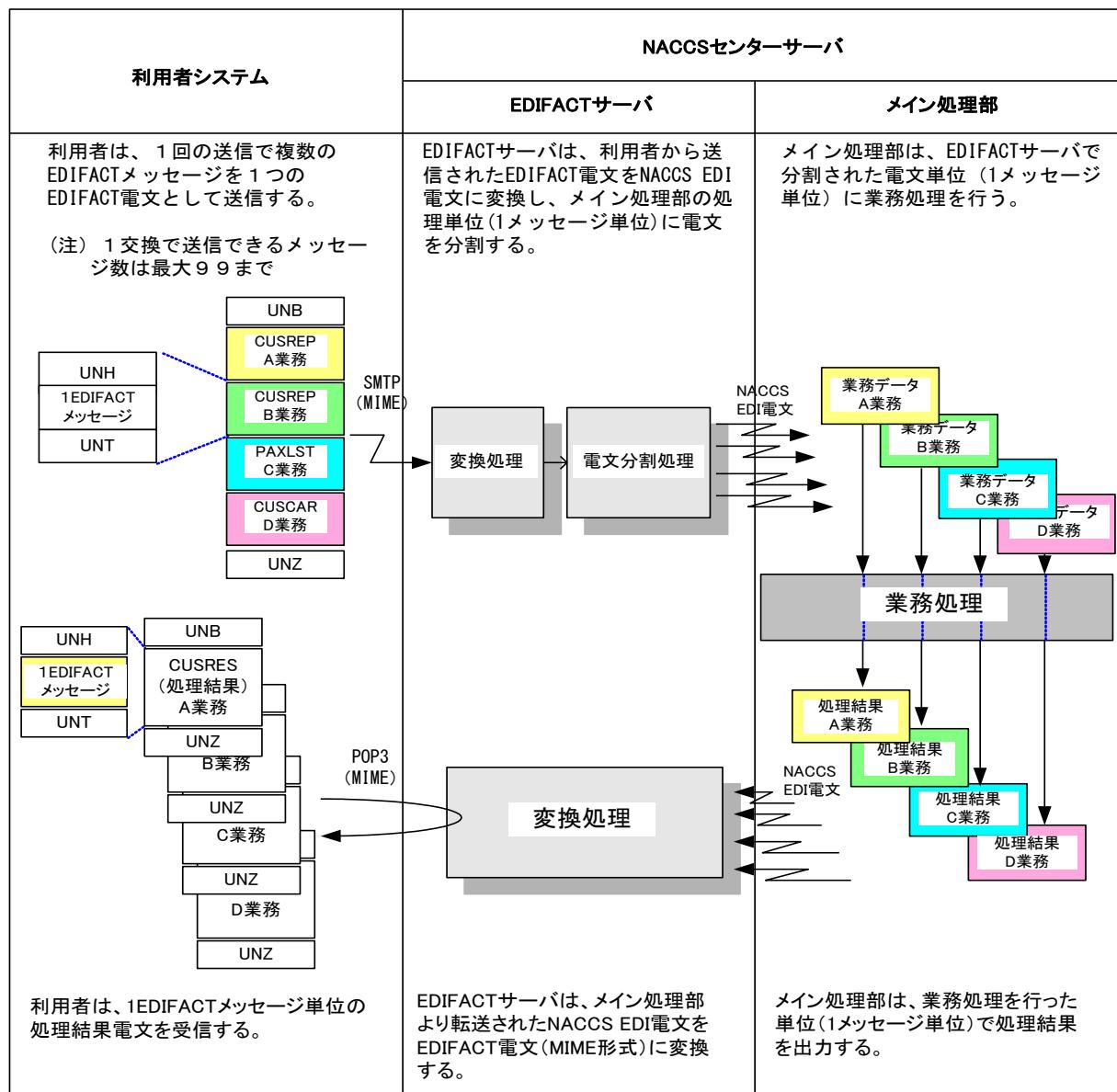


図 3-2-5 マルチメッセージの処理イメージ

3.2.1.2.3.3 マルチB/L電文の処理方式

Sea-NACCSでは、積荷目録情報登録業務（MFR）、積荷目録情報訂正業務（積荷目録提出前）（CMF01）で使用するCUSCARメッセージにおいて、1つのCUSCARメッセージに複数のB/L情報、コンテナ情報を格納すること（マルチB/L電文）を可能とする。ただし、NACCSセンターサーバの処理能力の制約から、マルチB/L電文の送信はシングルメッセージ電文でのみ行うものとする。

マルチB/Lを使用した場合の処理方式イメージを図3-2-6に示す。

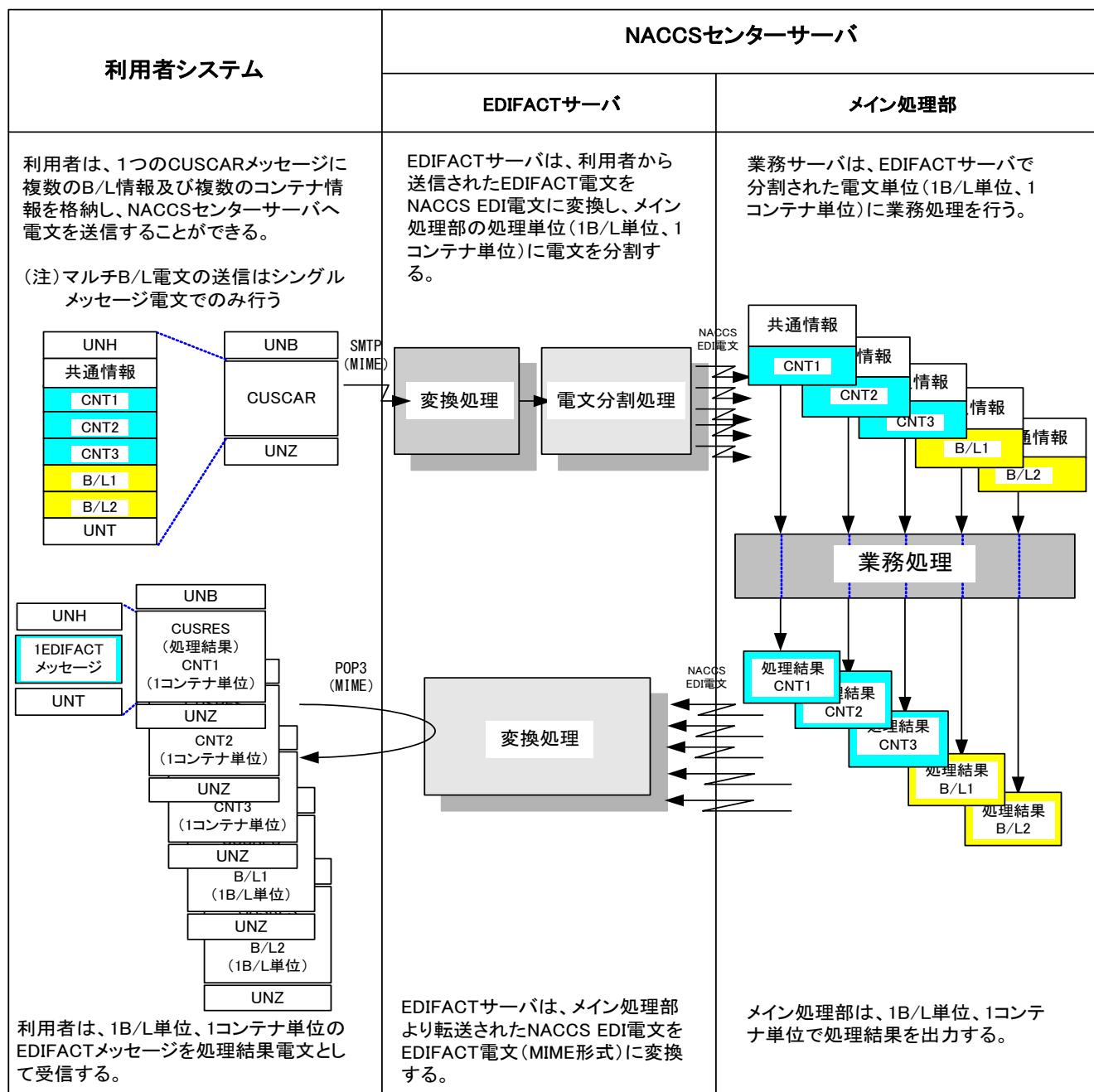


図3-2-6 マルチB/Lの処理イメージ

3.2.1.3 EDIFACT電文における受信確認

3.2.1.3.1 受信確認の時点

利用者が送信した EDIFACT 電文が NACCS センターサーバに受信されたかどうかを確認する手段としては、以下の 3 つが考えられる。

- ① NACCS センター側の EDIFACT サーバで電文を受信した時点で受信確認を利用者に送信する。
- ② NACCS センター側の EDIFACT サーバで EDIFACT 電文から NACCS EDI 電文への変換が終了した時点で受信確認を利用者に送信する。
- ③ NACCS センターサーバのメイン処理部で業務処理が終了した時点で受信確認を利用者に送信する。

①については、EDIFACT 電文が EDIFACT サーバに記録された事実を示すこととなるが、その後の電文変換でエラーが生じた場合、②の時点で受信エラー電文を利用者に送信することとなる。

③については、業務処理の結果として「処理結果通知」が利用者に送信されるため、この段階で受信確認を利用者に送信することに意味はない。

したがって、Sea-NACCS における EDIFACT 電文の受信確認の時点(注)は②の NACCS EDI 電文への変換が終了した時点で受信確認を利用者に送信することとする。

(注) この場合の受信確認の時点とは、法令上の意味ではない。

3.2.1.3.2 受信確認の手段

Sea-NACCSにおいて、利用者から送信された EDIFACT 電文の受信確認の手段として、CTRL メッセージを使用することとする。

受信確認機能を利用するかどうかについては利用者の選択とし、利用者で EDIFACT 電文(処理要求電文)の UNB セグメントの「受信確認要求識別」欄に「1」を設定した場合に、受信確認として CTRL メッセージを返送することとする。

なお、CTRL メッセージは、受信確認用のみでなく、利用者が送信した EDIFACT 電文(処理要求電文)にシンタックスエラーがあった場合の通知用としても使用することとする(エラーの通知用としての CTRL メッセージは、「受信確認要求識別」欄に「1」が設定されていない場合でも利用者に対し出力される。)。

(「付録 E-2 EDIFACT 電文のエラー対応について」を参照)

3.2.1.3.3 受信確認の通知

CTRL メッセージは、EDIFACT サーバ内の利用者の受信用メールボックスに格納される。

このため、利用者は、EDIFACT サーバ内の利用者の受信用メールボックスから電文の取り出しを行うことにより受信確認を行うことになる。

3.2.2 添付ファイル電文

3.2.2.1 添付ファイル電文の電文方式

NACCS の添付ファイルにおける電文方式は、MIME 形式電文である。
エンコード形式は Base64 である。

3.2.2.2 添付ファイルの電文構造

添付ファイル業務における電文構造を図 3-2-7、図 3-2-8 に示す。



| プロトコルヘッダー/トレーラー | | | | | | | | | | | | | |
|------------------|------------------|--------------|-----------------------|-------------|--------------|------------------|------------------------|--------------|---|------------------|------------------------|--------------|--|
| システムヘッダー部/業務データ部 | | | | | | | | | | | | | |
| MIME ヘッダー | content フィールド | bound ary | conte nt フィ ールド | NACCS 電文 | bound ary | content フィールド | 添付 ファイル データ 1 | bound ary | … | content フィールド | 添付 ファイル データ n | bound ary | |

図 3-2-8 添付ファイル電文 (MIME 形式)

3.2.2.3 実現方式について

添付ファイル送信に対応するデータ送信処理方式は、インタラクティブ処理方式（インタラクティブ）、インタラクティブ処理方式(netNACCS)、インタラクティブ処理方式(SMTP 双方向)、メール処理方式(パソコン用パッケージソフト)、メール処理方式(ゲートウェイコンピュータ)である。(インタラクティブ処理方式(ダイレクト・インターフェース)以外の全て)

添付ファイルを扱うことの出来る業務は、「添付ファイル登録業務」、「汎用申請業務」及び「船舶・航空機資格変更届業務」である（注1）。

添付ファイルを送信する際には、添付データ部の最大電文長（3,000,000 バイト）（注2）を超えない範囲であれば一度に複数の添付ファイルを送信することができる。1 ファイルで最大電文長を超えるファイルの送信は行わないこととし、最大電文長を超えないように利用者側で複数業務にわけて送信すること。

（注1）他府省関連業務については別途、各他府省関連業務仕様書参照のこと。

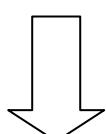
（注2）利用者ネットワーク、税関 WAN の回線速度の問題があるため、別途運用上のルールを定める。なお、他府省システムとの間で送信する電文の最大長は、~~別冊「他府省システム編」~~ **3.1.2 NACCS EDI 電文の電文構造 表 3-1-1** を参照のこと。

添付ファイルの分割送信イメージを図 3-2-9 に示す。

（1 電文で送信すると最大電文長を超過する。）

| | | | | | | |
|---------------|-------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| MIME ヘッダー等 | NACCS 電文 | 添付 ファイル データ 1 | 添付 ファイル データ 2 | 添付 ファイル データ 3 | 添付 ファイル データ 4 | 添付 ファイル データ 5 |
|---------------|-------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|

→5 ファイルを添付すると最大電文長を超過する。



1 電文が最大電文長を超過しないように、添付ファイルを分けて複数電文で送信する。（例では、5 ファイルを 3 ファイルと 2 ファイルに分けた。）

（電文 1⇒3 ファイル添付し、最大電文長以内とした。）

| | | | | |
|---------------|-------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| MIME ヘッダー等 | NACCS 電文 | 添付 ファイル データ 1 | 添付 ファイル データ 2 | 添付 ファイル データ 3 |
|---------------|-------------|---------------------|---------------------|---------------------|

（電文 2⇒2 ファイル添付、最大電文長以内とした。）

| | | | |
|---------------|-------------|---------------------|---------------------|
| MIME ヘッダー等 | NACCS 電文 | 添付 ファイル データ 1 | 添付 ファイル データ 2 |
|---------------|-------------|---------------------|---------------------|

図 3-2-9 添付ファイルの分割送信イメージ

3.2.2.4 処理シーケンスについて

3.2.2.4.1 インタラクティブ処理方式

インタラクティブ処理方式（パソコン用パッケージソフト）の添付ファイル処理シーケンスを図3-2-10に、インタラクティブ処理方式（SMTP双向）の処理シーケンスを図3-2-11に示す。

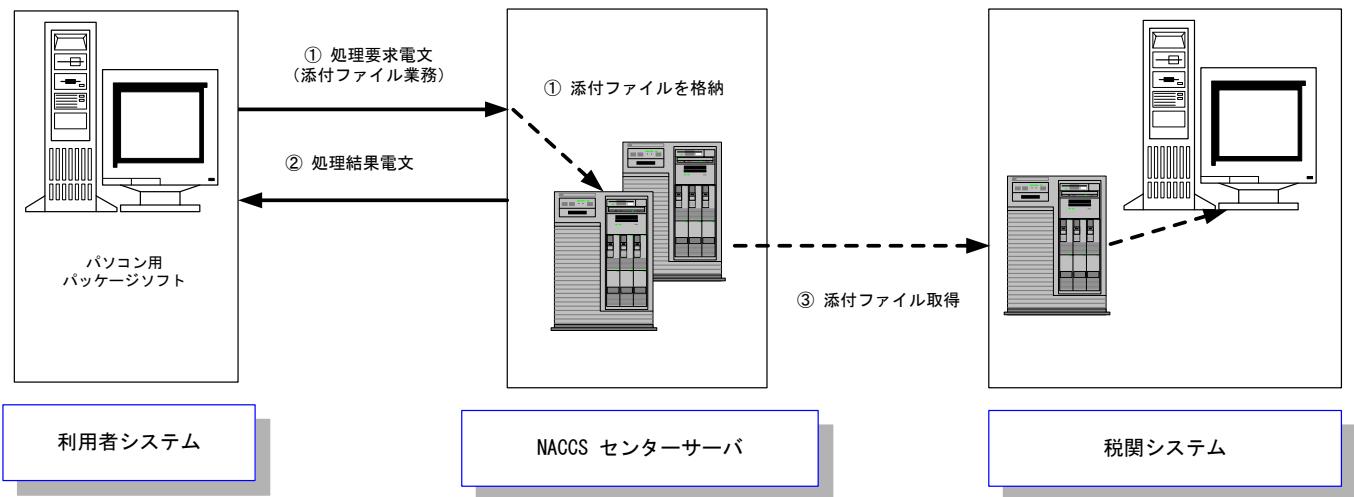


図3-2-10 インタラクティブ処理方式（パソコン用パッケージソフト）の添付ファイル処理シーケンス

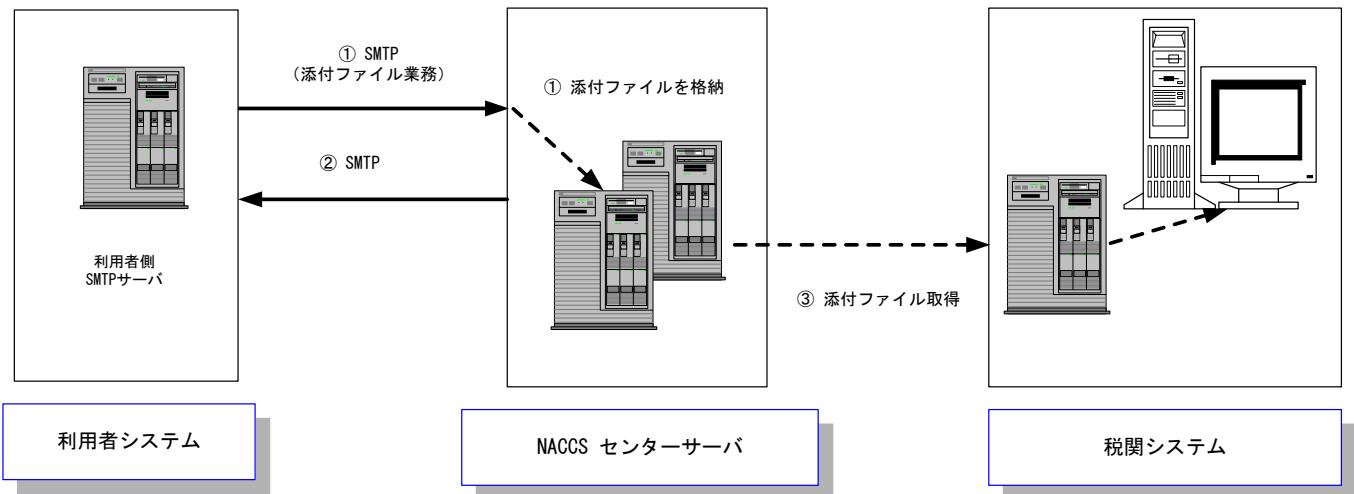


図3-2-11 インタラクティブ処理方式（SMTP 双方向）の添付ファイル処理シーケンス

- ① 利用者は添付ファイル専用業務により、添付ファイル付きの業務電文を NACCS センターサーバに送信する。
NACCS センターサーバで添付ファイル取得キーを払い出し、添付ファイル及び添付ファイル取得キー入りの帳票電文を格納する。
- ② 利用者は、NACCS センターサーバからの処理結果電文を受信する。
- ③ 格納した添付ファイルを税関システムが取り出す。

3.2.2.4.2 メール処理方式

メール処理方式（パソコン用パッケージソフト）の添付ファイル処理シーケンスを図 3-2-12 に、メール処理方式（ゲートウェイコンピュータ）の処理シーケンスを図 3-2-13 に示す。

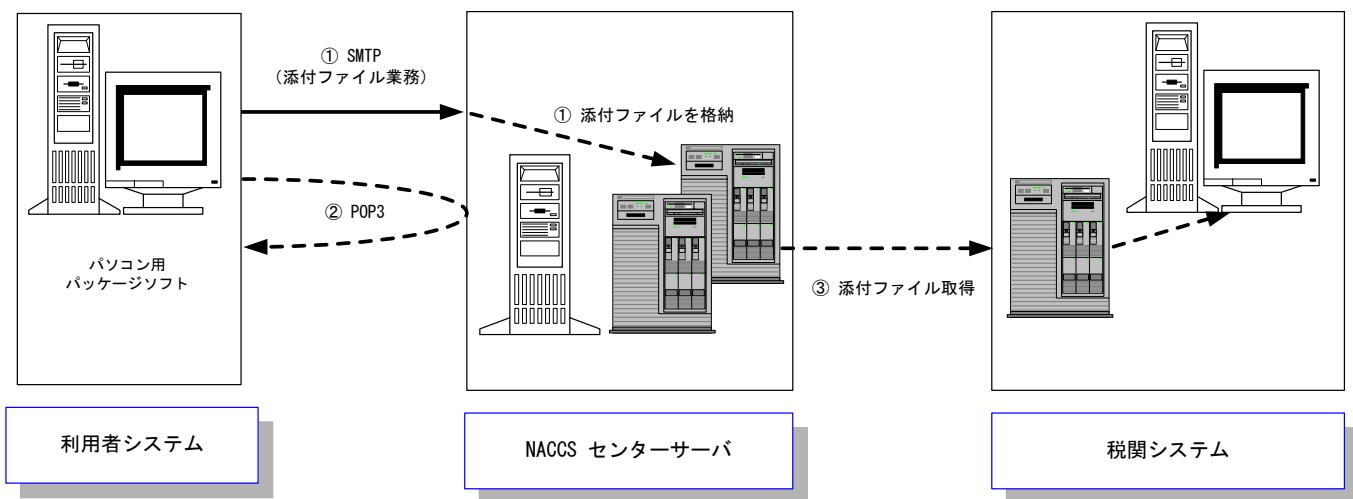


図 3-2-12 メール処理方式（パソコン用パッケージソフト）の添付ファイル処理シーケンス

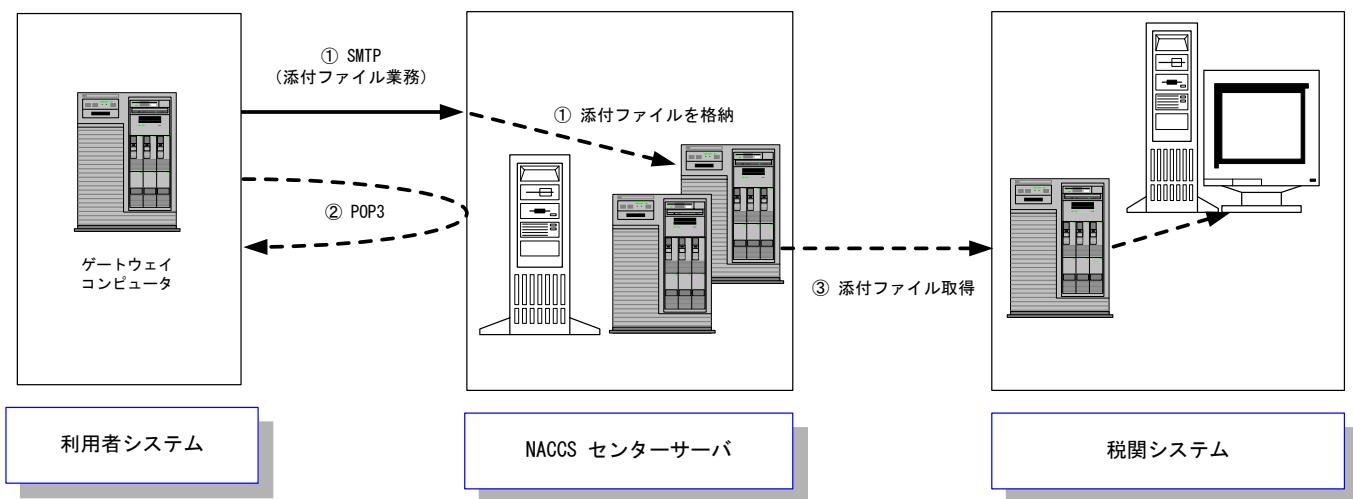


図 3-2-13 メール処理方式（ゲートウェイコンピュータ）の添付ファイル処理シーケンス

- ① 利用者は添付ファイル専用業務により、添付ファイル付きの業務電文を NACCS センター サーバ（メールサーバ）に SMTP で送信する。
NACCS センター サーバで添付ファイル取得キーを払い出し、添付ファイル及び添付ファイル取得キー入りの帳票電文を格納する。
- ② 利用者は、NACCS センター サーバ（メールボックス）から POP3 にて処理結果電文の取り出しを行う。
- ③ 格納した添付ファイルを税関システムが取り出す。